

改め文方式と新旧対照表方式のイメージ（過去の例から抜粋）

○改め文方式

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。  
 第8条の2中「，第48号及び第49号」を「及び第48号から第50号まで」に改める。  
 別表第1第27号中「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」を「公益財団法人神戸市スポーツ協会」に改め，同表第49号の次に次の1号を加える。  
 (50) 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会

○新旧対照表方式

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。  
 (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。  
 (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。  
 (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える

○改正条文の全文を記載

改正後	改正前
<p>(給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体)</p> <p>第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は，別表第1第2号から第7号まで，第9号，第12号から第16号まで，第18号，第22号，第26号，第27号，第30号，第33号から第41号まで，第44号から第46号まで<u>及び第48号から第50号まで</u>に掲げる団体とする。</p> <p>別表第1（第2条，第8条の2関係）                      (1)～(26) [略]                      (27) <u>公益財団法人神戸市スポーツ協会</u>                      (28)～(49) [略]                      (50) <u>一般社団法人2025年日本国際博覧会協会</u></p>	<p>(給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体)</p> <p>第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は，別表第1第2号から第7号まで，第9号，第12号から第16号まで，第18号，第22号，第26号，第27号，第30号，第33号から第41号まで，第44号から第46号まで，<u>第48号及び第49号</u>に掲げる団体とする。</p> <p>別表第1（第2条，第8条の2関係）                      (1)～(26) [略]                      (27) <u>公益財団法人神戸市スポーツ教育協会</u>                      (28)～(49) [略]</p>

○改正箇所を下線